

第4回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議

日時：平成27年11月27日（金）午前10時～

場所：小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

《出席》吉田会長、代田副会長、丹羽委員、中川委員、沖本委員、
渡邊委員、小島（千）委員、河合委員、天野委員、岩田委員、
服部委員、小島（康）委員、伊東委員、出口委員、後藤委員、
岡戸委員

《欠席》松永委員、水野委員、青山委員、

《事務局》小塚こども未来部長、鍛冶屋こども未来部次長、須崎こども政
策課長、平岡こども政策課長補佐、佐野学校教育課指導主事兼
副主幹、石田子育て支援係長、松浦
（社）地域問題研究所

※傍聴人 1名

1 あいさつ

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第4回（仮称）小牧市地域こども
子育て条例検討会議を開催いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

本会議は公開となっておりますが、ただいまのところ傍聴者は1名となっ
ております。

会議の定足数に関しては、要綱第5条第2項で過半数10名の出席が必要
とされており、本日は15名の委員が出席しているため、会議が成立し
ておりますことを御報告いたします。

なお、青山委員は御欠席との連絡をいただいております。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元の次第の下に書かれております配付資料一覧のとおりでございます。また、前回の会議の資料もお持ちいただいているかと思いますが、確認していただきまして、不足等がございましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、会議の開催にあたり、こども未来部長の小塚より御挨拶を申し上げます。

【部長あいさつ】

本日は、御多忙にもかかわらず、第4回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、本市の教育福祉行政の推進に日ごろより格別の御支援、御協力をいただいていることを改めて厚くお礼申し上げます。

さて、本日の会議では、前回の会議でお示しさせていただきました（仮称）小牧市地域こども子育て条例の素案につきまして、もう一度御検討いただきたいと思っております。そして、今までの条例検討会議での意見を踏まえて条例案を策定し、12月16日から約1カ月間、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から意見を募集して、条例制定に向けて進めたいと思っております。委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

【事務局】

それでは、吉田会長に以降の議事の進行をお願い致します。

【吉田会長】

本日は第4回目となりますが、前回に引き続き、皆さんで条例素案の御検討をしていただくこととなります。限られた時間の中で委員同士の活発な議論を通して、よりよい条例を策定するというお手伝いをしていきたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ってまいりたいと思っております。

次第2の条例（素案）の検討について、事務局から御説明をお願いいたします。

2 条例素案の検討

《資料に基づき事務局より説明》

【吉田会長】

要点としては、前回、皆様にいただいた御意見を盛り込んで修正してありますということと、文言については市の専門家が確認をし、私たちの議論の中に出てこなかった部分で少し修正をしておられるということだったと思います。

ここから、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

先ほどの話で、部長さんから第5回というお話がありましたが、この第5回というのは、条例に目を通すということが主眼となり、実質的な議論は今日が最後ということで終了になります。今から1時間のうち、修正案につきましての議論は30分ぐらいと見ておりますので、この30分ぐらいの間に最終的な御意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

【天野委員】

第2条の「事業者」「学校等」の順番については、公のもの「市」が一番最後にありますという説明がありました。そういうことならそれでよろしいかと思ひます。

資料5の3ページ、(6)学校等の定義で、「学校、保育園、幼稚園及び児童福祉施設」とありますが、本来、幼稚園は学校という名称に含まれるものであり、また保育園と児童福祉施設というのは附属施設として一くくりのものでありますので、表記の順番を「学校、幼稚園、保育園及び児童福祉施設」としたほうがいいのかと思ひました。

【吉田会長】

設立主体から考えたときに学校と幼稚園を並べたほうがよいということで、幼稚園と保育園を入れかえるというわけですね。

【事務局】

修正する方向で検討していきたいと思ひます。

【中川委員】

資料5の2ページ、「前文」で「こどもを育てていくこと（協育）により、親や周りの大人も共に学びあい成長（共育）していきます」のところの「学びあい」の「あい」は、平仮名表記です。しかし同じ「全文」で「支え合い」の「合い」は漢字表記です。「学びあい」だけが平仮名表記

になっています。

【事務局】

修正する方向で検討していきたいと思います。

【小島（康）委員】

2点ありますが、1点目が、資料5の7ページ、第14条第2項の中で、「こどもの育成に関する保護者の意見交換や相談の場を提供を行う」とあり、第14条第3項では「こどもに関わる相談に対し」という表現があります。第2項の「育成」という表現だと子育てに関わることだけになってしまうと思いますので、「こどもに関する保護者の意見交換」という言葉のほうが広い範囲の表現になるかと思います。

2点目は、前回の議論の内容の繰り返しになってしまうかもしれませんが、「保護者」の定義で、「親」「里親」の表現についてです。名古屋市や岩倉市の条例では、「親及び里親」、「親または里親」という表現で明記されていますので、小牧の条例の中にもこの表現は入れてもいいのではないかと思います。

【吉田会長】

2点意見をいただきました。1点目は、資料5の7ページの第14条第2項内の「こどもの育成」を「こどもに関わる相談」というふうに「育成」を省いて、「関する」、「関わる」などへ変更し、第3項と合わせてはどうか、という御意見ですね。

第2項と第3項は、「関わる」にしてしまうと全く似ているように思いますが、第2項と第3項について、何か違いがありますか。

【事務局】

事務局の想定としまして、第14条第2項に関しましては、主にこどもの養育に係る保護者の方の意見交換や保護者の方からの相談の場の提供を想定しておりました。

第3項につきましては、そういった保護者だけではなく、地域の住民の方、地域のこどもに関わる方からなどの相談や虐待通報等も含めて、広い範囲での相談を想定しておりましたので、第2項と第3項はそういう使い分けをしておりました。今御指摘のありました「こどもの育成に関する」という部分と「こどもに関わる」という部分につきましては、この会議で皆様から御意見をいただいて、よりよい形にしていきたいと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

【吉田会長】

趣旨がそれぞれありますので、では具体的に、今、小島委員からいただいた「育成」という文言をどうするかということについて、皆様の御意見をいただければと思います。

【伊東委員】

今御指摘のあったことですが、確かに同じようなことを重複してしゃべっているなという気はしますが、ただ保護者を強調したいという意味があれば、このままでもいいと思います。

【服部委員】

知識がない中での意見なので合っているかどうかわかりませんが、「育成」というのは大人がすること、大人が主語で、大人がやる言葉だと思いますので、区別して「育成」という言葉をあえて入れたほうがいいような気がします。「こどもに関わる」ということは、こどもが主体でこどもがする動作や活動などこどもの問題であります、育成というのは大人側の言葉だと思いますので、それは外さないほうがいいと思います。

【吉田会長】

保護者の気持ちを育成に向けるということですね。

【天野委員】

第14条第2項の趣旨が「保護者の」ということを事務局から説明がありましたし、強調すると「育成」というのを含めておいてもいいのかなと、今意見を聞いて私もそう思いました。

【小島（千）委員】

「こどもの育成に関する保護者の意見交換」のところで、現実には、例えば乱暴な子がいたら、その子に関して保護者達はその子の育ちはどうか、など話し合うことがあります、これは「育成」に関する保護者の意見交換であります。次の第3項をみると、「こどもからの相談やこどもに関わる相談」とありますが、例えばこどもの年齢が上がれば、何かあった場合に自分で相談ができたりします。やはり第2項と第3項というのは違うものではないかと思うので、このままがいいかなと思います。

【吉田会長】

このままでいいという意見が多いようですので、この条例はこのままでいきたいと思います。

もう1つの「定義」についてのご意見ですが、資料5の3ページ、(3)

「保護者」の定義について、これは以前も渡邊委員からいただいております意見ですが、「親又は親の代わり」のところどこかに「里親」を入れてはどうか、という御意見をいただいております。

これについて、賛成や反対や御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

調べてこなかったのですが、「保護者」というのはどういうふうに定義されているのでしょうか。学校ではどうでしょうか。

【中川委員】

具体的に法的な根拠までは今資料として持っていないですが、学校としては、親権も含めて、こどもたちの生活を保護する立場の者、ということで広くとらえていいのではないかと思います。「親」という言葉の中には、里親制度も含めてこどもを保護している方という意味合いがあるなら、ここは親でもいいのではないかと思います。逆に親がいるが、仕事等の事情によって祖父母が保護している、子育てに関わっている、ということであれば「親又は親の代わり」という素案のままでも通用していくのかなということは思いました。

【吉田会長】

前はそのような意見でまとまり、里親を取り上げなかったんですが、改めてまた御意見が出ておりますので、もう少し御意見をいただければと思います。

【小島（康）委員】

前回の議事録など資料を見ていたときに、岩倉市の条例でそういう表現がされているのを見て、他の条例ではなぜ表現されているのかなというのを考えたときに、里親の制度がまだ認知されにくい、わかりづらいところがあるなどの理由で表記されているのかなと思いましたので、条例にその表現を入れても違和感や不自然さはないのかなと思いましたので、今回また提案させていただきました。

【吉田会長】

里親が余り知られていないということで、啓蒙的な意味も込めて「里親」という言葉を入れたらどうかというご意見ですね。

【小島（千）委員】

こども条例なので、こどもが見ますよね。この条例を見たときのこどもの気持ちはどうだろうか、と思いました。「里親」があったほうがいいの

か、「親の代わり」でまとめたほうがいいのか、こども側の気持ちはどうなのかと思いました。

【丹羽委員】

条例ですので、拡大解釈ができるほうが良いと思います。この原文のとおり、「親又は親の代わり」とし、養護施設で育てていようと、里親さんだろうと、祖父母であろうと、おじ・おばであろうと、兄弟であろうと、含まれる、拡大解釈ができる条文にしたほうが良いのではないかと思います。確かに里親制度があまり浸透していないし、いろいろ問題点もあるということは聞いてはおりますが、そういった拡大解釈できるほうが良いのではないかと私は思いました。

【沖本委員】

前回の会議の時にも言いましたが、「子育て」や「協育」など、辞書にないような表現はどうなのかなと思います。

もう1点、第14条第3項について、この短い文章の中に「及び」が5回出てきます。もう少しわかりやすい表現にならないのかなと思います。省けない「及び」もあると思いますが、「連携し、及び協働し」は「連携」だけでもいいかと思えますし、「家庭の救済及び回復」は「救済」だけでも通じるのではないかと思います。

それからもう1点よろしいでしょうか。

第3章「大人の責務」で「努めるものとします」という「です・ます」調が非常に多いので、第3章は「責務」を記載しているので、「努めるものとする」と言い切ったほうが良いのではないかと思います。

【吉田会長】

今いただいた3点については、少し後ですぐに議論させていただきますが、ちょっと前に戻りまして、その前にお話をしておりました「保護者」の定義をもう一回確認してから進みたいと思います。

今、丹羽委員から少し大きい枠で定義はしておいたほうが良いのではないかという御意見もあり、ややそういう御意見のほうが多かったのかなと思います。事務局から、この条例を制定された後公開する際に、条例の下に各条について説明があると聞いております。これはこういうふうに考えられるとか、例えば「親」については、「里親」についても触れていただくと聞いております。

【事務局】

逐条解説をつくりますので、その中で里親についても入れさせていただく予定でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

【吉田会長】

「保護者」の定義はこのままでよろしいでしょうか。

それでは、今、沖本委員からいただいた3点ですが、1点目「子育て」「協育」という辞書にない言葉について、2点目、第3章「努めるものとします」を「努めるものとする」へ変更したらどうか、というご意見でした。それから、3点目、第14条第3項について「及び」が5つもあるので整理してはどうかというご意見ですが、皆様、どのようにお考えでしょうか。

【天野委員】

「協育」「子育て」という言葉は、確かに辞書に載っていないのは事実で、ないと思いますし、造語といえば造語だと思いますが、この言葉を聞いて、読んだ人が受けるニュアンスというのは、新たにつくった言葉だからといって伝わらないことはないのかなという印象があります。言葉の印象によって、ともに育む、みんなで協力して育む、こどもが自分で自発的な育ちということを考えて何か活動を起こそうとか、何か広めていこうとかいうことにつながっていくのなら、条例に使用しても差し支えはないと思います。逆に広める、理解を深めるという点ではよい言葉ではないのかなと思います。

【吉田会長】

新しい、辞書には載っていない言葉だが、積極的な意味として捉えることもできる、意味がわかりやすいという解釈もできるというお話だったかと思います。

【事務局】

「子育て」、これは辞書に載っていない言葉ですが、インターネットの辞書だと普通に載っていたりします。ここで概念をしっかりと理解しておくことが大切かと思います。つまり、「子育て」、「育てる」の意味合いというのは、当然ながら「親がこどもを育てる」ということで、あくまでも親目線です。主体が親にあるときは「育てる」でいいのですが、主体がこどもにある場合、どうなのかということをございます。つまり、こどもは「育てられる」ものではなく、「みずから育つ」側面も当然ある。だから、

こども自身が自らの力で自身とともに成長する、そういう力を支えてあげるのが大人の役割、保護者の役割であるという概念が大事です。一般的には辞書には載っていないかもしれませんが、そういった分野で活躍される学者の方、あるいは専門家の方の中では、「子育て」という言葉はごくごく一般に使われるようになってきているのが今の社会情勢だというふうに思っております。

「育つ」と「育てる」は、大きく概念的に違います。こどもを主体として捉える場合に、こどもは自ら育つという力があるという前提に立つのか、そういう力がない、育てるものだという前提に立つのかということ、多分今の社会情勢、あるいは学者の方など専門家が言われているところによれば、育つ、自らそういう力を持っているこどもをどうサポートしていくのが大事ではないかということが世の中でも言われておりますので、概念を重視するということであるなら、あえて使い分けをしたほうがいいと思います。

それから、「協育」についてですが、「協育」こそ造語だと思います。今は辞書にないかもしれないが、意味合い、概念を大切にしていきたいと思います。という意味でそういう言葉をお互いに使い合っていく。言葉は恐らくいろいろな意味で変わっていきます。いい意味で変えるということに立つなら、それは皆さんの御判断ですが、言葉の意味合いという話を皆で共有していこうと思われるのであれば、あえて「協育」という言葉を使ってもいいと思います。

【服部委員】

「協育」という意見を出させていただいたのは私です。これは造語というのとはわかっていましたが、「教える」「育む」という「教育」という語呂にひっかけて、共に育てるという「共育」はもともとありましたが、それにひっかけた形で、大きな意味があるということで、3つ物事を掲げるとわかりやすくてきれいな三角形ができるのではないかという思いが私にはありまして、造語ですが、こういうことを条例に掲げることによって、これが小牧から発信されて、全国にこういう言葉がまた浸透して、みんなが使えるようになったらいいなという私の希望も込めて意見を述べさせていただきました。

【事務局】

「共育」もごくごく一般には使われつつある概念であると思います。

「協育」も一部使っているような言葉であり、そういう概念をこれから持ち合わせながら考えていこうということだと思います。つまり、親だけに、保護者だけにこどもの教育を任せたり、学校だけに任せるのではなくて、地域全体で子どもを見守り、育ちを支援していこうというようなことが今回の条例の趣旨とするなら、それにふさわしい言葉ではないかなと思います。

【吉田会長】

前回もこの議論はありまして、多くの方がこういう言葉でいいという御賛同をいただいたと思います。それから、造語だが、括弧して説明がありますので、遠慮しながらも小牧からはこういうことを発信していくという趣旨が伝わっていく表現かなと思います。

それから第14条について「及び」がとても多いが、何か不自然でしょうか、それともこのままでよろしいでしょうか。

【事務局】

第14条の記述ですが、一度、今の御意見を踏まえまして、もう一度「及び」の使い方を含めて検討させていただき、わかりやすくなるように努めたいと思います。

【岡戸委員】

資料5の2ページ「前文」で「包まれながら今を幸せに生きることができ」とありますが、「今」も大事ですが、「未来」も大事だと思うので、あえて「今を」と入れなくても、「包まれながら幸せに生きることができ」のほうがいいのではないかと思います。

【吉田会長】

「今」を省いたほうが広がるということですね。

【渡邊委員】

第2条「定義」がどうしても気になります。(1)「子ども」の定義で、「18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者」が「子ども」だということで、前回の説明では、子ども、若者も含まれるとありました。次の(2)「大人」の定義で、「子どもを除く全てのもの」というと、若者も「子ども」に該当になるなら、大人がいなくなる、大人はどうなるのかということが気になりました。

それから、第3条「基本理念」で、「ねばならない」というのがここだけ使われています。後は全部「ねばならない」という言葉は一つも出てき

ていなくて、ここだけ「ねばならない」が入っています。理念だから「ねばならない」なのかもしれないですが、「責務」のところ以降は全部「ねばならない」という記載はないので、できればここも「ねばならない」をなくしたほうがいいのかと思いました。

【事務局】

「こども」の定義について、少しわかりにくいかもしれませんが、その場面場面で変わってくるというような解釈でお願いできないかなと思います。市の事業で「大学生等海外留学奨学金支給事業」は25歳までを対象としていますので、その場合は「こども」のほうに入っていくイメージですが、同じ25歳でも自立して働いている人もいますし、もう既に自分のこどもを持っている人もいますので、そういう場合は大人になるというように、そのときそのときの場面、手段と方法によって使い分けていきたいと思います。これも拡大解釈で、はっきりと分けるのではなくて、そのときそのときで「こども」と「大人」を使い分けていただきたいと思っています。

【渡邊委員】

条例の定義としてそれは大丈夫ですか。逐条解説をつけるときにどういう文言を書かれるのですか。その場その場で変わりますというのは、多分条例上難しいのではないですか。

【吉田会長】

その場その場という解釈がいろいろあると思います。私がお聞きした範囲では、成長への支援が必要であるかないかで、40歳でも成長への支援が必要なひきこもりの方は「こども」に入ることであり、それを除く人が「大人」である。成長支援が必要であるかないかが見分け方の基準、区切りかなと思います。

【渡邊委員】

「成長への支援」そのものがよくわかりません。

【吉田会長】

これは非常に幅が広い。

【渡邊委員】

幅が広いですよ。そうすると定義じゃなくなってくるような気がします。

【吉田会長】

年代で分けられれば一番わかりやすい定義になるかと思いますが、全体で分けられない苦しい定義があるときにどうすればいいかということですよ。

【事務局】

確かに、通常の条例では定義というのはしっかりして、きっちり抑えておいて条文が成り立つという形式をとります。

しかし、この条例は理念条例であり、特に何かを規制したり罰則を設けるものではないので、曖昧かもしれないがその中でいろんな形でみんなで協力していけたらと思います。通常の条例のようにきっちり線を引っ張るものではなくて、その線は曖昧であるかもしれないけど、それぞれの方がこの条文を読んで、自分が今どういう立場で、どういった行動をすればいいのかということを知るような形で解説をつけるということで御理解いただきたいと思いますので、お願いします。

【吉田会長】

岡戸委員の意見、資料5の2ページ「包まれながら今を幸せに生きる」の「今」をとってもいいのではないかという意見です。幅を持たせるということで「未来」も「今」も入るように「包まれながら幸せに生きることができ」へ変えてはどうかという意見です。

【中川委員】

「今を幸せに」というところですが、時間的な流れの中で、この目の前にあるさまざまな家庭や地域の愛情に包まれている今を幸せに生きていくことが、その続きの「夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できる」というところにつながっていくとすると、その時々の方が幸せであるということは大事なことだと思います。ここを省いてしまっただけの解釈もできるかとは思いますが、私はあえてここは「今」を残して、その時々、常に流れる時系列の中で幸せであるということを強調していくことが夢を育んでいく上では大事なのかなというふうに解釈をしますので、ここは残してもいいかなと思います。

【吉田会長】

「今を幸せに生きることができ」のあとに、「夢を育み、夢に挑戦する」と続いていきますので、ここから未来に目を向ける表現になっているなどというふうには感じます。

【小島（千）委員】

私は今の中川委員の意見に賛成です。今ここに、小牧に住んでいるからこそこの条例があり、いずれ小牧から巣立つ人もいるかもしれないが、今ここに住んでいる、小牧にいるときにこの子育ての条例がある、という意味合いがあれば、もっと明確になるのではないかなと思いました。

【吉田会長】

決してこの文章から未来は消えていないというか、読み取れるのではないかという御意見かと思います。

異論がなければ、素案のままにさせていただきたいと思います。

それでは、もう1点、資料5の3ページ、第3条「行わなければなりません」について、前回の会議の案でないところを事務局で修正されたわけですが、事務局からもう一度この趣旨の説明をお願いします。

【事務局】

第3条「基本理念」についてですが、これは文書法規係との調整によってこのようになりましたので、また一度調整させていただきたいと思いません。

それから、先ほど沖本委員が言われました意見で、第3章「大人の責務」で「努めるものとします」ではなく「努めるものとする」へ変えたほうが良いという御意見もいただきましたが、この条例全体を「ですます調」で記載しておりますので、やはり一部分だけ変えるというのは違和感を感じるものですから、このままでいきたいと思っております。

【天野委員】

資料5の8ページ、第15条で、「こども・子育て会議」を置きますとあります。現状「子ども・子育て支援事業推進会議」がありますが、それが「こども・子育て会議」につながっていくということになるのでしょうか。

【事務局】

「子ども・子育て支援事業推進会議」は要綱で設置しておりますが、それを廃止し、こちらの条例設置の「こども・子育て会議」に変えていきたいというふうに考えております。

【天野委員】

存在の意味合い、目的は同じものでしょうか。

【事務局】

今までの調査・審議事項に加え、さらに今ここで検討しております「子ども子育て条例」について、どういうふうに市民に浸透させていくかということも検討材料として加わっていくこととなります。

【吉田会長】

条例案のことにつきましては大体意見が出尽くしたかと思いますが、ほかにありますでしょうか。

(挙手する者なし)

ありがとうございます。時間も来ておりますので、検討についてはこれくらいにさせていただきたいと思います。御協力、大変ありがとうございました。

今日いただきました意見は、事務局で検討していくこととなりますが、その修正等につきましては、事務局と私とで検討させていただき、結果につきましては、私に一任させていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。もちろん、修正後の内容につきましては皆様に御報告をし、御承知おきいただければと思います。

それでは、次第3に参ります。

条例の啓発方法についてでございますが、事務局から御説明をお願いいたします。

3 条例の啓発方法について

【事務局】

では、次第3、条例の啓発方法について説明させていただきます。

今までの会議の中でも、委員の皆さんから、条例が制定された後のことについてたびたび御意見をいただくことがありました。市では、条例制定後に概要版の作成や広報「こまき」、ホームページを通じて広報活動を行ったり、また地区民生委員・児童委員連絡協議会や地域の集まりへの参加など、積極的に地域へ出向きまして、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行っていきたいと考えております。

しかしながら、市だけで行うことには限界がありますので、皆さんに、市民の方々に条例の理念を理解していただき、地域全体で子育てや子育てについて支え合うまちを実現するため何ができるのか。検討会議にはさま

さまざまな団体の代表の方も参加されていますので、団体のほうでもできることでも、個人でもできることでも何でも結構でございますので、御意見をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【吉田会長】

検討委員として、あるいは一市民や団体の代表として、条例の啓発について、市民への理解の進め方について、御意見をいただきたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

なかなか急にアイデアが出ないようですので、5分ぐらい自由に近くの方とお話をされながらアイデアを出していただければと思います。少しお時間を差し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【出口委員】

先進市、既にこども条例を制定している市が、条例を制定してから、どういうアクションがあったのか、どう変わったのかということをお聞きしたい。

【事務局】

他市で条例ができたところの取り組みや状況についてのお尋ねでございますが、こういった基本理念を定めた条例ができて、すぐに何が変わるかと言われると、なかなかすぐ変わるものではございません。長い間かけて条例の理念を市民の皆さんと共有しながらまちづくりを進めていくことが大事だと思っておりますので、機会あるごとに地域に出向き、条例の紹介をしていきたいと考えております。他市等を見ても、これといったすぐに効果が出るような取り組みというのはなかなか見当たらないのが実際です。

【吉田会長】 お手本のない中、何かアイデアがありましたら考えていただきたいということです。

【天野委員】

この条例の「定義」の「学校等」にでてくる「保育園」「幼稚園」に係しているところは、多分、御家庭に配付することはたやすいですし、いろいろ掲示したり、簡単な説明を加えることはたやすいことですが、条例の紙束を配付したところでなかなか本当のニュアンスが伝わらないと思うので、何かいい方法がないのかなと今考えています。

ただ、条例の根底にある「こども夢・チャレンジNo. 1 都市宣言」について、広報などで目にしてなるほどと思っはいるものの、今幼稚園業務

の中でそれを顧みながら進めていくかということ、やはりまだ浸透していないところがありますので、条例の前に都市宣言が先なのかということも思います。

【代田委員】

地区の回覧で皆様に周知していただくのもよいかと思いますが、地区の回覧で配るとなるとかなり予算がかかるとと思いますが、予算的などころはどうでしょうか。

【岡戸委員】

こういう条例を、例えば広報に載せたとしても読むのはごく一部の人だと思います。ホームページは作れると思うので、ホームページに全文載せてありますという形でされてもいいのかなと思います。条例として出されても、難しく感じる方も多と思うので、以前いただいた資料でありましたように、市民の方のこういう意見からこういうふうには条例ができました、と分かるようなものが必要だと思います。例えば、地域防犯パトロールとか、小学校の登下校の際旗を持って見守りをしている方がいると思いますが、そういった方も子育てに参加していますなど、条例を出すだけでなく、具体的に書いたほうが市民にはわかりやすいと思います。

【中川委員】

概して市役所で啓発というと、学校などを介して配ることが多いが、かたい条文、項目立てだけで記載してあったりするので、見ない方が多いように思います。今、岡戸委員が言われたように、これは実際に施行しておいて、その流れの中でこういうことが実際にはもう進んでいます、ということ草の根的に情報を集め、その都度発信していくことが一番の啓発になるのではないかと思います。第5章「推進体制」のところに「こども・子育て会議」を置きますと記載してあるので、その中で実効性がどのくらい担保されてきているのかということ協議しながら、啓発の仕方についても改めてその場で協議をしていくのがいいのではないかと思います。私たちは今まで条例案について検討をしてきました。条例をまずは決めて、その上で、先ほど岡戸委員が言われたような形で地道にPRしていくのではないかと思います。

【事務局】

まず、先ほど代田委員から御質問のありました予算のことをございますが、来年度、啓発費用として特に予算はとってございませぬ。ですが、今、

岡戸委員や中川委員からいい御意見をいただきましたので、そういったことを参考にしながら、来年度から始まる「こども・子育て会議」の中でも皆さんからお知恵をいただきながらやっていくことは可能ですので、頑張ってやっていきたいと思えます。

【吉田会長】

取組んでみて、それがニュースになれば、ああ、こういうことをやっている、それはどこから来たのかというふうに元をたどれるということになりますね。ぜひ、せつかく検討してきた条例ですから、しっかり育っていて、大きな花が咲くように願いたいと思えます。

今日は2つの議題につきまして、皆様から貴重な御意見をいただきましたが、時間が参りましたので、検討はこれくらいにさせていただきたいと思えます。

それでは事務局にお返ししたいと思えますので、お願いいたします。

4 その他

《今後の予定について事務局より説明》